

# 本港区エリア景観・デザイン協議会（仮称）について（案）

## 【目的】

鹿児島港本港区エリアにおいて、建築物の建築等を実施する際、鹿児島港本港区景観ガイドラインの反映状況を確  
認・調整する協議会を設置し、本港区エリアの良好な景観形成と魅力向上を図る。

## 本港区エリア景観・デザイン協議会（仮称）

### 【役割】ガイドラインの反映状況の確認・調整を行う協議の場

### 【委員】専門家（調整会議参加の有識者等）

- ・県、鹿児島市の関係課（調整会議参加の宛職）
- ・委員以外の事業者等も参加

景観ガイドラインアドバイザー  
(ガイドライン策定時の県職員)

必要に応じ相談

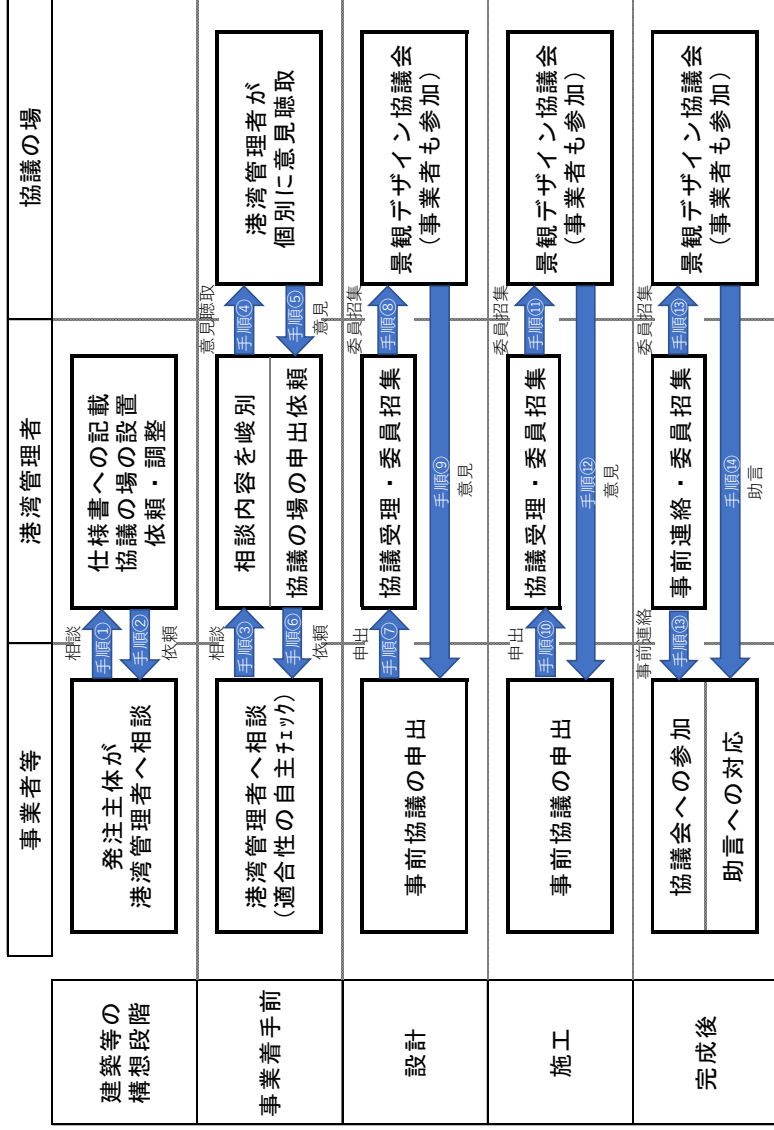
本港区エリア  
まちづくり懇談会

必要に応じ助言依頼

まちづくり・建築政策  
特別アドバイザー

助言等

## 【ガイドラインの反映状況の協議に係る概略フロー】



- ・発注手続き前に、発注主体(民間・行政含む)が港湾管理者へ相談
- ・仕様書への記載や協議の場を設けることについて共有

- ・着手前、かつ、計画を変更できる時期に、港湾管理者へ相談
- ・事業者等は、配慮事項との適合性チェックを行い、相談事項とともに提出
- ・事前相談において、事務局が相談内容を協議会委員へ意見聴取

- ・事業者等は、「景観・デザイン協議会」上の協議の場を申出
- ・事務局が委員及び事業者等を招集
- ・ガイドラインの反映状況を協議会で確認・調整し、意見
- ・調整内容等に応じ、反映状況を確認するため、複数回の開催あり

- ・事業者等は、設計時のガイドラインの反映状況に疑義がないか確認
- ・設計時と同様の流れで、事業者は協議の場を申し出
- ・ガイドラインの反映状況を協議会(現場)で確認・調整し、意見
- ・調整内容等に応じ、反映状況を確認するため、複数回の開催あり

- ・ガイドラインの反映状況や、これまでの協議会での意見を踏まえた対応状況について、完成(供用)後、協議会で現地を確認し、事業者等へ助言を行う。